

向日市商工会情報

合同新春年賀交歓会の開催

平成28年乙訓2市1町商工会合同新春年賀交歓会を開催します。

乙訓2市1町の商工会員が一同に交流する場です。お誘い合わせのうえ、是非お越し下さい。

日時：平成28年1月5日（火）

開会 午後5時（受付 午後4時）

場所：JR長岡京駅西口「バンビオ1番館」
3階 メインホール

参加者：商工会員

参加費：無 料

申込：同封の案内用紙によりお申込み下さい。

⑤向日市商店会会員店舗

⑥向日えきえきストリート会員店舗

*①については、太陽光発電による「エコエネルギー」を活用する予定です。

2015 向日市まつり開催報告

11月14日（土）、15日（日）に京都向日町競輪場で、「2015向日市まつり」が開催されました。

初日はあいにくの雨模様となりましたが、特に、工夫をこらした品揃えで軒を連ねる商工コーナーは各店で行列もできる賑わいとなり、特設ステージ等、会場内一体で大盛況のイベントとなりました。

◇オープニングセレモニー



第3回理事会開催報告

10月26日（月）午後2時から、商工会館で理事会を開催しました。

<審議事項>

- ◆前回理事会議事録の確認に関する件
- ◆向日市長及び向日市議会議長への要望に関する件
- ◆向日市まつり事業計画（案）及び商工コーナー予算（案）に関する件
- ◆新規会員の加入承認に関する件

<報告事項>

- ◆商工会館老朽化対策に関する件
- ◆向日市商工会プレミアム商品券発行に関する件

「竹とあかりの祭典」イルミネーション

向日市商工会・向日市商店会・向日えきえきストリートは、「竹とあかりの祭典」イルミネーションを開催します。今年も、太陽光パネルを使用します。みんなで街を明るく飾りましょう。

開催日 12月5日（土）～12月27日（日）

時間 午後5時～午後11時

- 場所
- ① JR向日町駅前ロータリー
 - ② 阪急東向日駅前三角地
 - ③ 深田川橋公園前ポケットパーク
 - ④ 五辻常夜灯ポケットパーク

◇商工コーナー入り口



◇女性部 筍の天ぷら販売◇



◇青年部 綿菓子販売◇



商業部会主催セミナー開催報告

10月28日(水) 商業部会では「プレミアム商品券を上手に活用！」と銘打ったセミナーを開催しました。商品券は新しい顧客を取り込む大きなチャンスとなるため、事業コンセプトを再認識していくことを中心に講義を受けました。



工業部会視察研修開催報告

11月7日(土) 工業部会主催の視察研修を開催しました。「日に新た館」にて、(株)ダイフクの技術とノウハウを結集した製造業に係わる物流システム・機器を見学。「黒壁スクエア」でお馴染みの長浜市では、ガラス製品などについての見識を深めました。



サービス部会主催セミナー開催報告

11月10日(火) サービス部会主催の「マイナンバー」制度対応セミナーを開催しました。

制度のメリットと併せ、政策的な背景や事業者向けの取扱い説明など、幅広い観点から講義を受けました。



個人住民税の特別徴収をお願いします

～事業主のみなさまへ～

『京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。』

- 個人住民税（個人の市町村民税及び府民税）は、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています。（事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません。）

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者（事業主）の方は、法令に基づき適正な特別徴収の実施をお願いします。

○ 特別徴収のメリット

- ・ 個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように事業主の方が税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
- ・ 従業員の方は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ・ 年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収（納税義務者が直接納付）より1回あたりの負担額が少なくなります。

○ 手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。記載方法等詳しくは、向日市税務課市民税係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

向日市役所 税務課 市民税係
931-1111（内線222、223）

新規会員のご紹介

事業所名：RUBIYA

代表者名：渡邊 晋介
業種：婦人服小売業
所属部会：商業

事業所名：K's wan

代表者名：松本 奈緒
業種：ペット・ペット用品小売業
所属部会：サービス

事業所名：三島 豪太

代表者名：三島 豪太
業種：コンサルタント業
所属部会：サービス

事業所名：HAIR SALON neuf

代表者名：田中 麻優里
業種：美容業
所属部会：サービス

事業所名：ビューティ・スタジオ・ヤマウチ

代表者名：山内 正子
業種：美容業
所属部会：サービス

事業所名：るる塩梅

代表者名：木村 芳和
業種：飲食業
所属部会：商業

向日市への要望

向日市長及び向日市議会議長へ要望書を提出しました。

商工会経営支援員設置にかかる
財政援助について（要望）

平素は、向日市商工会の運営につきまして、格別のご支援、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

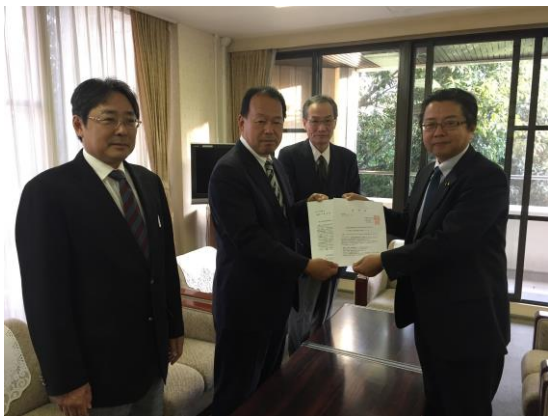
さて、当会では、市内事業者へ経営支援事業を推進する為、5名の経営支援員を設置し、巡回相談を軸として融資斡旋、経営相談等、積極的な経営支援活動を実施しております。

また、京都府商工会連合会及び京都府下全22商工会においては、平成24年4月、府下商工会の経営支援員118名全員が、京都府商工会連合会に移籍する「人事の一元化」が完了し、府内商工会全域において活発な人事異動が展開されており、経営支援業務の活性化が進んでいるところ

であります。当会においても現在2名の経営支援員が人事異動の対象となっており経営支援業務の活性化が進んでいます。

しかしながら経営支援員の設置費は、その大半を京都府の小規模事業経営支援事業費補助金で手当てし、不足分においては向日市からの支援及び自己財源でまかなっております。財政力の小さい当会では、経営支援員設置に伴う自己財源の負担が非常に大きく、平成28年度予算編成にあたり大きな支障をきたしております。

どうかこの事情をご理解いただき、経営支援員設置についてご支援いただきますようお願いいたします。



一人でも雇ったら、入ろう労働保険

○労働保険(労災保険・雇用保険)は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の向上・増進を図るための、政府が管掌する強制保険制度です。

○パート・アルバイトに係らず、労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入) 手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

○事業主が成立(加入) 手続を行わない間に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他、労災保険給付額の 100%又は 40%を徴収することになります。

○各種の届出等の事務処理については、向日市商工会内の労働保険事務組合や社会保険労務士を利用することもできます。

■未だ成立(加入) 手続を行っていない事業主の方は、速やかに所在地管轄の労働基準監督署、七条公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

経営相談は随時受付中です。

経営に係わる諸問題を一人で悩んでおられませんか? ご連絡いただければ、私たち商工会の経営支援員(中小企業応援隊員)がお伺いさせていただきます。

まずは、経営についてお悩みになっていることをお聞かせください。客観的に問題をとらえることで、意外な解決策も見出せる場合もあります。

もちろん、相談は無料、秘密は厳守します。

12月の予定

日 時	行 事 名	場 所	内 容
12月1日(火)、15日(火) 午後1時~午後4時30分	税務相談	商工会館	税理士が税務に関する相談に応じます 担当:松本 克彦 税理士 相談無料・秘密厳守
12月5日(土) ~12月27日(日)	「竹とあかりの祭典」イルミネーションまつり	市内4ヶ所 商店会各店 舗など	イルミネーション点灯 *市内4ヶ所においては、午後5時~午後11時
競輪のない日		31日(木)	